

姫路市グリーン購入方針

平成 21（2009 年）年 4 月 1 日策定

令和 7（2025 年）年 12 月 1 日改定

この方針は、姫路市が、「国等による環境物品等の調達に関する法律」に基づき、環境負荷の低減に資する物品等（以下「グリーン購入品」という。）の購入（リース等を含む。以下同じ。）を推進するために定めるものです。

1 目的

グリーン購入品を優先して購入し、適正かつ合理的な使用に努めることにより、市の事務事業から生じる環境負荷の低減を図るとともに、グリーン購入品への需要の転換を促進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。

2 適用範囲

市のすべての組織に適用します。

3 基本的な考え方

以下の考え方に基づき物品等を購入するものとします。

(1) 環境保全の観点

価格や品質等に加え、環境保全の観点も考慮し、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減に配慮したものを選択します。

(2) 購入量の抑制

購入の必要性及び必要量を十分検討し、購入量を抑制します。また、グリーン購入品の購入であることを理由として、購入量が増加することのないようにします。

4 対象品目

グリーン購入の対象品目は、「別表 1 姫路市グリーン購入対象品目の分野及び品目一覧」に掲げます。

5 物品調達の原則

対象品目に該当する物品等を購入するときは、業務上やむを得ない事情がある場合を除き、「別記 姫路市グリーン購入の判断基準」に掲げている「判断基準」を満たすものを選択するものとします。また、対象品目以外の物品等を購入するときも、できる限り環境負荷の少ないものを選択するものとします。

6 物品調達の目標

グリーン購入を推進するため、毎年度目標を設定します。

7 財務会計システムでの対応

グリーン購入品を購入する際は、財務会計システムにより執行伺を起案する際に、「グリーン購入法」確認欄をチェックするものとします。

8 点検

実施状況については、市のすべての組織に報告書の提出を求めることにより点検を行います。

9 公表

グリーン購入の実施状況は、毎年度、「姫路の環境—姫路市環境基本計画報告書—」等により公表します。

10 見直し

本方針は、グリーン購入品の開発普及の状況や国の「環境物品等の調達に関する基本方針」の変更等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(参考) グリーン購入に関する主な情報の入手先

| 名 称 | URL |
|---------------------|--|
| 環境物品等の調達の推進に関する基本方針 | https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html (環境省) |
| グリーン購入の調達者の手引き | https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryuu.html (環境省) |
| エコ商品ねっと | https://www.gpn.jp/econet/ (グリーン購入ネットワーク) |
| 環境ラベル等データベース | https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/ (環境省) |
| エコマーク商品総合情報サイト | https://www.ecomark.jp/search/search.php (財団法人 日本環境協会) |